



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

- 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 (法務一六)
- 政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令 (財務一〇)
- 電気工事士法施行規則の一部を改正する省令 (経済産業二一)
- 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (国土交通一一)
- 防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (防衛三)

〔告示〕

- 電気通信事業法第十二條の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件の一部を改正する件 (総務一一三)
- 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六條の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件 (同一二四)
- 健康保険印紙の形式の一部を改正する件 (財務七七)

一 四 二 三 五 六 七

〔公告〕

- 令和三年度分の予算について、財政法第三十四條の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を定める件 (同七八)
- 健康保険法施行規則第二十三條の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九條の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七條の六第三十二號の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程の一部を改正する件 (厚生労働一一五)
- 官庁  
基本測量関係事項関係  
裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
令和三年度高压ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、解散命令関係  
会社その他  
会社決算公告

一 二 三 四 五 六 七

省

令

○ 法務省令第十六号  
出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第二條の二第三項、第十九條の十八第一項及び第二項、第十九條の二十七第一項、第十九條の二十九第一項、第十九條の三十第二項並びに第六十九條の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

法務大臣 上川 陽子

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令  
 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）			
在留資格	在留期間	在留資格	在留期間
[略]	四年三月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	[同上]	四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
留学	五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	[同上]	五年、四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
家族滞在	一 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者（本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者であつて法務大臣が別に期間を指定する必要があると認めるものを除く。）にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月	特定活動	一 法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月
[略]	三 一及び二に掲げる者以外の者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	[同上]	三 一及び二に掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後		改正前	
（電子情報処理組織による申請等）			
第六十一条の三	電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	第六十一条の三	電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。
[一略]		[一 同上]	

<p>備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>〔5〜7 略〕</p>	<p>〔5〜7 同上〕</p>
<p>一の二 法第十九条の二十八第一項又は第二項の規定による届出</p> <p>一の三 法第十九条の二十七第一項、法第十九条の二十九第一項又は第十九条の三十第二項の規定による届出</p> <p>〔二〜八 略〕</p> <p>八の二 第十九条の二十三第二項の規定による届出</p> <p>〔九〜十四 略〕</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行うおとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。</p> <p>一 前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行うおとするもの氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>4 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第八号まで及び第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一項第六号から第八号まで又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が相当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。</p> <p>〔イ〜ハ 略〕</p> <p>二 第一項第七号、第八号又は第九号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、受入れ機関等（団体監理型実習実施者（技能実習法第二条第八項に規定する団体監理型実習実施者をいう。）を除く。）の職員であつて、前号イからハまでに掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔二〜八 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔九〜十四 同上〕</p> <p>2 電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行うおとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならぬ。</p> <p>一 前項第一号又は第四号に掲げる申請等を行うおとするもの 氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>4 電子情報処理組織を使用して第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出を行うことができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 第一項第六号から第十二号までに掲げる申請書の提出については、前項若しくは次号に掲げる機関から依頼を受けた弁護士若しくは行政書士で所属する弁護士会若しくは行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの又は同項若しくは同号に掲げる機関から依頼を受けた公益法人の職員若しくは登録支援機関の職員で地方出入国在留管理局長が相当と認めるものであつて、次に掲げる外国人のうち地方出入国在留管理局長が相当と認めるもの又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつてするもの。</p> <p>〔イ〜ハ 同上〕</p>

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

附 則